

第42回会議での質問事項

東大阪市教育委員会より「令和5年度の特別支援教育にかかる学びの場について」通知が保護者宛にあった。今年度特別支援学級在籍の児童については、週の授業時間数の半分以上を特別支援学級で過ごしている場合は特別支援学級在籍とするが、そうでない場合は通常学級在籍とするというものである。また通常学級在籍の児童が通級による指導を希望する場合は、特別な支援を受ける授業時数は週1～8時間となるが、それ以外の場合は通常学級のみでの指導になるというものである。

このような条件付けされた状態では、合理的な配慮と言えないのではないか、子ども自身の意思決定の整合性について等、保護者として危惧したが、いかがか。

事務局回答（中洲学校教育推進室長）

ご質問の件については、これまで支援学級で学ぶ時間について、具体的な数字は国から示されておらず、本市としては「ともに学びともに育つ」インクルーシブ教育の考えのもと、なるべく多くの時間を皆でともに学ぼうと進めてきたところである。

しかし文部科学省から令和4年4月「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」通知があり、これによると、特別支援学級に在籍する児童生徒は週の授業時間数の半分以上を特別支援学級で学ぶことが基本であるとされ、令和5年度以降に向けて通級による学習の部分も含めて、学びの場を選択するようにとされたところである。このため本件について保護者の方に、1学期の懇談会等で、まずは学校より個別にご説明しているところである。